

約 規 家 檀 使 用 代 永 墓 木 樹 寺 雲 法

第一条 樹木墓を永代使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を受け御檀家様として入壇をしなければならぬ。

第二条 火葬した遺骨を粉骨し麻袋へ納め樹木墓への埋葬とする。又、ペットの埋葬も可能とし、使用規約・埋葬供養料等は同等とする。

第三条 火葬証明書等の提出がない場合は樹木墓の使用を認めない。

第四条 以前の宗教・宗派・国籍は問わないが、契約後は御檀家様として曹洞宗に帰依し、すべての法要【御供養】は法雲寺が執り行う。

第五条 法要の日時は施主より法雲寺へ直接の連絡にて決定する。

第六条 法要の日時は施主より法雲寺へ直接の連絡にて決定する。

第七条 墓石開眼・埋葬供養料は金壺拾萬圓とする。

第八条 年に一度、護持会規定の金額を法雲寺へ納めなければならない。

第九条 毎年、七月二十四日十時三十分より法雲寺にて大施食會【御盆供養】を合同で行う。※当日はご都合がつかまりましたら御参列下さい。

第十条 万が一に樹木墓の後継者が途絶えてしまった場合は無料にて永代供養墓への合祀とし、法雲寺が責任をもって御供養致します。

故人名		施主名	◎
住所	〒	電話番号	

令 年 月 日 樹木墓の永代使用を承認し、本規約は必要に応じて変更する。

曹洞宗普門山法雲寺住職杉谷大道 ◎